

武蔵野市バリアフリー
交通安全特定事業計画
武蔵境駅周辺地区

令和5年3月
東京都公安委員会

**武蔵野市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「武蔵境駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、武蔵野市バリアフリー基本構想に即して、武蔵境駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般都道 境調布線 (第123号)		武蔵野市境2丁目3番先 から 武蔵野市境2丁目7番先 まで	JR 武蔵境駅、 西武鉄道 武蔵境駅	市民会館
2	一般都道 境調布線 (第123号)		武蔵野市境2丁目3番先 から 武蔵野市境2丁目2番先 まで		
3	主要地方道 調布田無線 (第12号)	武蔵境通り	武蔵野市境3丁目2番先 から 武蔵野市境2丁目3番先 まで		たいらや武蔵境店
4	市道 第316号線	すきっぷ通り	武蔵野市境1丁目1番先 から 武蔵野市境1丁目3番先 まで		
5	市道 第84号線		武蔵野市境2丁目1番先 から 武蔵野市境1丁目1番先 まで		武蔵野スイングホール
6	市道 第246号線		武蔵野市境南町2丁目3番先 から 武蔵野市境南町2丁目3番先 まで		境南ふれあい広場公園、ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス、イトーヨーカドー 武蔵境店、三菱UFJ銀行武蔵境支店・武蔵境駅前支店、みずほ銀行武蔵境支店
7	市道 第84号線		武蔵野市境2丁目14番先 から 武蔵野市境2丁目10番先 まで		
8	市道 第261号線	グリーンモール	武蔵野市境1丁目15番先 から 武蔵野市境1丁目15番先 まで		武蔵境市政センター
9	市道 第63号線		武蔵野市境1丁目15番先 から 武蔵野市境1丁目12番先 まで		

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
10	市道 第 73 号線		武蔵野市境南町 2 丁目 6 番先 から 武蔵野市境南町 1 丁目 11 番先 まで、 武蔵野市境南町 2 丁目 26 番先 から 武蔵野市境南町 2 丁目 8 番先 まで	JR 武蔵境駅、 西武鉄道 武蔵境駅	境南小学校、障害者就 労支援センターあ い る
11	市道 第 80 号線	山桃通り	武蔵野市境南町 2 丁目 19 番先 から 武蔵野市境南町 2 丁目 6 番先 まで		境本公園
12	市道 第 199 号線	かえで通り	武蔵野市境南町 2 丁目 27 番先 から 武蔵野市境南町 2 丁目 9 番先 まで		三井住友銀行武蔵境 支店
13	市道 第 288 号線	すぎみ小路	武蔵野市境南町 2 丁目 28 番先 から 武蔵野市境南町 2 丁目 28 番先 まで		武蔵野赤十字病院
14	市道 第 302 号線	境南コミュ ニティ通り	武蔵野市境南町 3 丁目 22 番先 から 武蔵野市境南町 2 丁目 28 番先 まで		境南コミュニティセ ンター
15	市道 第 74 号線		武蔵野市境南町 2 丁目 4 番先 から 武蔵野市境南町 2 丁目 4 番先 まで		ミカレットさかいみ なみ
16	市道 第 72 号線		武蔵野市境南町 2 丁目 3 番先 から 武蔵野市境南町 2 丁目 3 番先 まで		
17	市道 第 236 号線		武蔵野市境 1 丁目 16 番先 から 武蔵野市境 1 丁目 17 番先 まで		武蔵境病院
18	市道 第 40 号線		武蔵野市境 1 丁目 3 番先 から 武蔵野市境 1 丁目 16 番先 まで		地域活動支援センタ ー コット
19	市道 第 84 号線		武蔵野市境 2 丁目 14 番先 から 武蔵野市境 2 丁目 14 番先 まで		
20	市道 第 291 号線		武蔵野市境南町 3 丁目 10 番先 から 武蔵野市境南町 3 丁目 1 番先 まで		
21	市道 第 308 号線		武蔵野市境南町 1 丁目 26 番先 から 武蔵野市境南町 1 丁目 26 番先 まで		
22	市道 第 85 号線	アジア大学 通り	武蔵野市境 2 丁目 24 番先 から 武蔵野市境 2 丁目 10 番先 まで	山中南公園	

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
23	市道第311号線		武蔵野市境2丁目27番先から 武蔵野市境2丁目17番先まで	JR 武蔵境駅、 西武鉄道 武蔵境駅	
24	市道第67号線	公団通り	武蔵野市境4丁目15番先から 武蔵野市境4丁目1番先まで		第2しろがね公園

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
3	主要地方道 調布田無線（第12号）	信号機の改良（音響機能の整備）	令和5～7年度
10	市道第73号線	横断歩道の整備	同上
12	市道第199号線	横断歩道の整備	同上
18	市道第40号線	横断歩道の整備	同上
19	市道第84号線	横断歩道の整備	同上
20	市道第291号線	横断歩道の整備	同上
22	市道第85号線	横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
<p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済）</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済）</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車行為の防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 の指導取締りの実施</p> <p>(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 の指導取締りの実施</p> <p>(3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施</p>	令和5～7年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

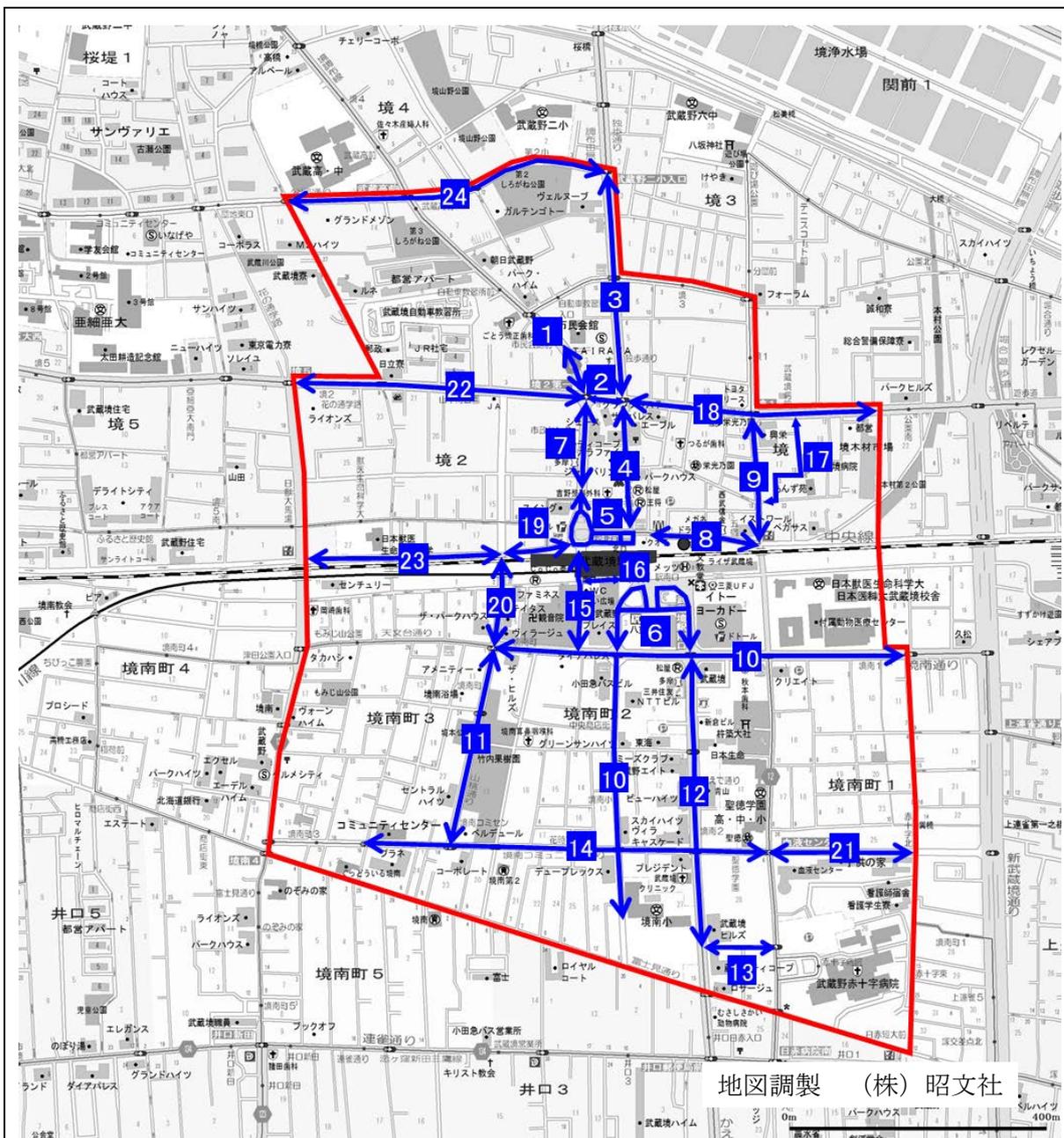
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	武蔵野市
重点整備地区名	武蔵境駅周辺地区



<凡例>

- ▬ : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)